

学校林整備・活用推進事業

【平成19年度概算決定額 17,258(30,884)千円】

事業のポイント

学校林の整備とこれにより生産される木材の利用を一体的に行うモデル学校林の設定等の取組に対して支援を行うことにより、青少年の森林体験活動の場と機会を確保し、地域に根ざした森林環境教育の充実を図ります。

- ・ 学校林現況調査（平成13年）によれば、学校林を保有している小学校、中学校及び高等学校は、全校数の約1割（3,312校）。
- ・ 学校林での活動に当たっての問題点は、時間の確保（31%）、安全管理（24%）、知識・指導体制（23%）、施設の整備（15%）など。
- ・ 近年、青少年に自然体験や奉仕体験の機会を与えることの重要性が広く認識されていることから、その機会の絶好の場となる学校林における森林体験活動の機会の一層の拡大と体制整備が急務。

政策目標

平成21年度末までに新たに17カ所でモデル学校林を設定し、学校林活動及び学校林活動と一体となった木材利用を推進

<内容>

青少年の森林体験活動を行う上で絶好の場である学校林の整備・活用を推進

学校林活動や学校林の木材利用を促進するためのモデル学校林の設定等を行い、青少年の森林体験活動の場と機会を確保します。

具体的には、次の活動に対して助成を行います。

- ① モデル学校林の設定に係る委員会の開催
- ② モデル学校林の整備・木材利用計画の策定及びその実施
- ③ 地域関係者を一同に会して行うモデル学校林での体験活動及び研修会の開催

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成17年度～21年度（5年間）

担当課：林野庁研究・保全課（03-3501-3845（直））
木材利用課（03-3591-5794（直））